

価格等の公表状況の改正概要

1. 取引所

- ① 株券について午前立会段階の最高、最低、最終価格を直ちに通知・公表すべきことを追加。
- ② 売買成立時点における最高、最低、最終価格を直ちに通知すべきことを新たに規定。
- ③ 気配・注文の状況（銘柄、価格、数量）を直ちに通知すべきことを新たに規定。

2. 店頭売買有価証券市場

- ① 売買が成立した場合に協会員に通知する銘柄、価格、数量について、協会員からの報告後直ちに通知すべきことに変更。
- ② 気配・注文の状況（銘柄、価格、数量）を直ちに通知すべきことを新たに規定。

3. グリーンシート銘柄

- ① 売買が成立した場合に銘柄、最高、最低、最終価格を当日中に公表すべきことを新たに規定。
- ② 気配・注文の状況（銘柄、価格、数量）を当日中に公表すべきことを新たに規定。

4. P T S

気配・注文の状況（銘柄、価格、数量）を会員からの報告後、直ちに通知・公表すべきことを新たに規定。